

令和6年度 事業計画書

事業局課	港湾局	経理課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	4	目	政策番号	29	施策番号	99
事業名称	港湾整備事業費会計繰出金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	406,994	0	0	0	0	406,994
令和5年度	275,409	0	0	0	0	275,409
増▲減	131,585	0	0	0	0	131,585

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	87,255	164,598	769,146	1,580,479	1,580,479
	市債+一般財源	87,255	164,598	769,146	1,580,479	1,580,479
決算	事業費	71,285	108,378			
	市債+一般財源	71,285	108,378			

事業概要 (アクティビティ)	港湾整備事業費会計の健全な経営のため、港湾整備事業費会計において実施した事業のうち一般会計で負担すべき市債の利子等について、所要の繰出金を計上します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
	実績							
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
	実績							
事業目的	港湾整備事業費会計において、山下ふ頭再開発事業を進めるにあたり実施した基盤施設の設計（一般会計負担分）に関し発行した市債の元金及び利子、無利子貸付金事業のうち市無利子貸付分に関し発行した市債の利子、及び新本牧ふ頭整備に必要な事業費について繰出します。本事業の実施により港湾整備事業費会計の健全な経営に寄与します。							
背景・課題								
根拠法令・方針決裁等								
根拠・データ等	市債償還計画（山下基盤整備、貸付金）等							
事業スケジュール								
事業開始年度	平成29年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	港湾整備事業費会計繰出金	406,994	275,409	131,585
	細事業合計	406,994	275,409	131,585	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 工藤 裕二	係長 山崎 大輔	佐竹 華
------------------------------------	-------------	-------------	------

令和6年度 事業計画書

事業局課	港湾局	物流運営課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1	
歳出予算科目	一般会計	19 款	1 項	17 目	政策番号	37 施策番号	99
事業名称	自動車事業会計繰出金（横浜市生活交通バス路線維持支援事業）						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	146,504	0	0	0	0	146,504
令和5年度	159,246	0	0	0	0	159,246
増▲減	▲12,742	0	0	0	0	▲12,742

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	157,522	151,554
	市債＋一般財源	157,522	151,554
決算	事業費	153,383	129,408
	市債＋一般財源	153,383	129,408

令和7年度	令和8年度	令和9年度
151,925	156,546	161,175
151,925	156,546	161,175

事業概要 (アクティビティ)	既存バス路線の廃止による交通不便地域の発生を回避し、市民の日常生活の利便性を確保する観点から、地域住民の生活交通の確保に必要な「横浜市生活交通バス路線」を維持するため、不採算の横浜市生活交通バス路線を運行する乗合バス事業者に補助金を交付する。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	<p>平成16年1月の「横浜市営バス事業のあり方に関する答申」により、市民生活にとって欠かすことの出来ない路線については、バス事業者による過度の負担を強いることのないよう、責任と負担を明確にすべきことから、市内の生活交通として必要な横浜市生活交通バス路線を運行するバス事業者に補助金を交付する制度を創設しました。</p> <p>不採算の横浜市生活交通バス路線を運行する乗合バス事業者に補助金を交付することで、既存バス路線の廃止による交通不便地域の発生を回避し、市民の日常生活の利便性を確保します。</p> <p>なお、埠頭内に運行する3路線は、港湾労働者の通勤に重要であることから対象としています。</p>							
背景・課題								
根拠法令・方針決裁等	横浜市生活交通バス路線維持対策費補助金交付要綱、横浜市港湾バス路線維持対策費補助金交付要綱							
根拠・データ等	交通局からの実績報告							
事業スケジュール	平成19年度 事業開始 令和元年度 市営17・26・109系統の予算が道路局より移管（港湾3路線）							
事業開始年度	平成19年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	自動車事業会計繰出金（横浜市生活交通バス路線維持支援事業）		146,504	159,246	▲12,742
	細事業合計		146,504	159,246	▲12,742	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	鹿志村 兼貴	矢崎 隆洋	伊勢田 依里美